

宮城県私立高校生等奨学給付金支給要綱

(趣旨)

第1 県は、全ての意思のある高校生等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育に必要な経費の負担軽減を図るため、私立の高等学校等に在学する高校生等がいる低中所得世帯に対し、高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）交付要綱（平成26年文部科学大臣決定。）の規定に基づき、宮城県私立高等学校等奨学給付金（以下「給付金」という。）を支給するものとし、その支給等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に掲げるところによる。

- (1) 高等学校等 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第2条に規定する高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）のうち私立のもの
- (2) 高校生等 次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 法第3条に規定する就学支援金の支給を受ける資格を有する者（支給対象高等学校等が特別支援学校の高等部である者を除く。）
 - イ 高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）の補助対象者と認められる者（支給対象高等学校等が特別支援学校の高等部である者を除く。）
- (3) 保護者等 前号に規定する者の保護者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者）その他の高校生等の就学に要する経費を負担すべき者をいう。
- (4) 認定基準日 当該年度の7月1日（第4のただし書に規定する加算額の支給の場合において、災害等が発生した日が7月2日以降の場合にあっては、申請のあった月の翌月（災害等が発生した日が申請のあった月の1日の場合は、申請のあった月）の1日）をいう。ただし、学則その他当該高等学校等の設置者が定めるところにより7月2日以降に入学することとされている高等学校等に入学する者については、その入学の日の翌月（入学日が月の初日である場合は、入学日の属する月）の1日をいう。
- (5) 通信制 高等学校・中等教育学校の通信制課程又は専修学校高等課程・一般課程の通信制学科
- (6) 所得割合算額 保護者等の認定基準日の属する年度分の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額をいう。
- (7) 世帯区分1 認定基準日において生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助が行われている世帯
- (8) 世帯区分2 認定基準日の属する年度分の所得割合算額が非課税である世帯（世帯区分1を除く。）
- (9) 世帯区分3 認定基準日の属する年度分の所得割合算額が105,500円未満である世帯（世帯区分1及び世帯区分2を除く。）
- (10) 世帯区分4 認定基準日の属する年度分の所得割合算額が182,500円未満である世帯（世帯区分1、世帯区分2及び世帯区分3を除く。）

(対象者)

第3 給付金の対象となる者は、高等学校等に在学する高校生等のいる保護者等であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、認定基準日現在、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（令和5年5月10日こ支家第47号）」による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高中生等を除く）が措置されているものは、対象としない。

- (1) 認定基準日現在、宮城県内に住所を有する者
- (2) 給付金を申請する年度の道府県民税及び市町村民税の賦課期日に日本国内に住所を有していて、世帯区分1、世帯区分2、世帯区分3又は世帯区分4のいずれかに該当する者
- (3) 高校生等が、平成26年4月1日以降、対象となる高等学校等に入学した者
- (4) 認定基準日に高校生等が高等学校等に在学している者

(給付金額)

第4 給付金の額は、別表1に定めるところによる。ただし、着用を義務づけられている制服が災害等により喪失・毀損した場合であって、再度、制服の購入が必要であると認められる世帯（生業扶助受給者を除く。）に扶養されている私立の高等学校等に通学する高校生等については、当該災害発生等につき1回に限り、1人当たり制服の購入に係る加算額の金額（以下「加算額」という。）を別表2のとおり加算して支給することができるものとする。

別表1

区分	高校生1人当たりの給付金支給額		支給対象経費
	通信制以外	通信制	
世帯区分1	年額 52,600 円	年額 52,600 円	修学旅行費等
世帯区分2	年額 152,000 円	年額 52,100 円	教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、教科外活動費、生徒会費、PTA 会費、入学学用品費等
世帯区分3	年額 50,670 円	年額 17,370 円	
世帯区分4	年額 38,000 円	年額 13,030 円	

別表2

世帯区分	加算額
世帯区分2	81,000 円
世帯区分3	27,000 円
世帯区分4	20,250 円

(給付金の申請)

第5 給付金の支給を受けようとする者は、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を、知事が別に定める日までに、宮城県内に設置されている高等学校等に在籍している高校生等のいる保護者等にあつては、在籍している学校長を経て、それ以外の保護者等については直接、知事に提出しなければならない。

(1) 宮城県内に設置されている高等学校等に在学している高校生等のいる保護者等

ア 高校生等奨学給付金受給申請書（様式第1-1、1-2号）

イ 口座振込依頼書（様式第2号）

ウ 保護者等全員の所得割合算額が世帯区分2、世帯区分3又は世帯区分4に相当すると認められる世帯に該当することを証明する書類

エ 生業扶助受給世帯については、生業扶助の措置状況が確認できる書類の写し

オ 加算額の給付を受けようとする世帯は、制服が災害等により喪失・毀損したことを証明する書類（罹災証明書等の写し等）及び再度、制服の購入が必要であることを証明する書類（在学する高等学校等の証明書等）

カ 高校生等の国籍又は在留資格が確認できる書類

キ その他知事が必要と認める書類

(2) 前号以外の高校生等のいる保護者等

ア 高校生等奨学給付金受給申請書（様式第1-1、1-2号）

イ 口座振込依頼書（様式第2号）

ウ 保護者等全員の所得割合算額が世帯区分2、世帯区分3又は世帯区分4に相当すると認められる世帯に該当することを証明する書類

- エ 在学証明書（参考様式）
- オ 生業扶助受給世帯については生業扶助の措置状況が確認できる書類の写し
- カ 高校生等の国籍又は在留資格が確認できる書類
- キ 加算額の給付を受けようとする世帯は、制服が災害等により喪失・毀損したことを証明する書類（罹災証明書等の写し等）及び再度、制服の購入が必要であることを証明する書類（在学する高等学校等の証明書等）
- ク その他知事が必要と認める書類

（支給の決定）

第6 知事は第5第1項及び第2項の規定による申請に基づき、支給を決定したときは高校生等奨学給付金支給決定通知書（様式第3号）により、給付しないことを決定したときは高校生等奨学給付金不支給決定通知書（様式第4号）により、宮城県内に設置されている高等学校等に在籍している高校生等のいる保護者等にあつては学校長を経て、それ以外の保護者等にあつては直接、通知するものとする。

（支給の方法）

第7 支給の回数は、一人の高校生等につき年1回、通算3回（定時制、通信制の高等学校等に通う高校生等は通算4回）を上限とする。ただし、高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）の補助対象に該当する場合は、追加で1回（定時制、通信制の高等学校等に通う高校生等は最大で2回まで）支給することができるものとする。

2 支給は保護者等の預金口座等への振込により行うものとする。ただし、授業料以外の教育に必要な経費等と相殺するため、保護者等が給付金の受給を学校代表者（学校長等）に委任した場合（様式第5号）は、高等学校等が代理受領できるものとする。

3 本給付金は、年度当初に必要な経費を支援することを目的としているため、認定基準日の状況で確認を行い、その後の世帯状況等の変化、高校生等の休学及び退学などの場合においても返還（認定基準日に遡って変更が生じた場合を除く。）は求めないものとする。

（支給の決定の取り消し等）

第8 知事は、保護者等が偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けたと認められるときは、支給の決定を取り消すとともに、保護者等に通知するものとする。

2 前項により支給の決定の取り消しを受けた者は、知事が別に指示する方法により給付金を返還しなければならない。

（加算金及び延滞金）

第9 知事は、第8第1項の規定により支給の決定の取り消しを行い、給付金の返還を命じたときは、その命令に係る給付金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該返還を命じた額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を徴収するものとする。

2 知事は、返還を命ぜられた者が返還期日までに給付金を返還しなかったときは、返還期日の翌日から返還の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

（家計急変世帯への支援）

第10 家計急変により保護者等の収入が減少したことによって、所得割合算額が世帯区分2、世帯区分3又は世帯区分4に相当すると認められる世帯に属する高校生等については、当該世帯の区分に属するものとみなして、この要綱の規定を適用するものとする。

2 7月1日までに家計が急変し、申請のあった者には、第4第1項の表に定める額の給付金を給付する。

3 7月2日以降に家計が急変し、申請のあった者には、第4第1項の表に定める額に基づき、申請のあった月の翌月以降の月数に応じて算定した額を給付することを基本として、別に定める額の給付金を給付する。

- 4 認定基準日現在の状況により給付金の給付を受けた者が、認定基準日の翌日以降に家計が急変し、より高い給付額の世帯の区分となった場合は、前項の規定により算定した家計急変に係る給付金の額から、既に給付を受けた給付金の額のうち家計が急変し申請のあった月の翌月以降の月数に応じて算定した額を差し引いた額を追加で給付する。
- 5 第2項及び第3項の規定による申請があった場合は、申請時における最新の家計の状況を確認するものとする。
- 6 前項の規定にかかわらず、家計急変による経済的理由により給付金の支給を受けようとする者は、次の各号に定める書類を、知事が別に定める日までに、第5に定める方法により提出するものとする。
- (1) 高校生等奨学給付金受給申請書（様式第1-1、1-2号）
 - (2) 口座振込依頼書（様式第2号）
 - (3) 在学証明書（参考様式）（宮城県外に設置されている高等学校等に在学する高校生等のいる世帯に限る。）
 - (4) 家計急変の発生事由を証明する書類
 - (5) 家計急変前及び家計急変後の収入を証明する書類
 - (6) 加算額の給付を受けようとする世帯は、制服が災害等により喪失・毀損したことを証明する書類（罹災証明書等の写し等）及び再度、制服の購入が必要であることを証明する書類（在学する高等学校等の証明書等）
 - (7) 高校生等の国籍又は在留資格が確認できる書類
 - (8) その他知事が必要と認める書類

（その他）

第11 この要綱に定めるもののほか、給付金の支給に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年6月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年5月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年1月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年9月20日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年6月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 1 月 27 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 6 月 10 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 1 月 8 日から施行する。

附 則

- この要綱は、令和 8 年 7 月 28 日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。
- 次のいずれかに該当する者に係る令和 8 年 4 月 1 日以後の給付金の支給については、なお従前の例による。
 - 高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 8 号。以下「令和 8 年改正法」という。）附則第 2 条第 2 項に規定する経過措置の対象者
 - 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則及び公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令和 8 年文部科学省令第 18 号）附則第 2 項に規定する経過措置の対象者
 - 令和 8 年改正法による改正前の高等学校等就学支援金の支給に関する法律第 3 条に規定する者（（1）又は（2）に該当する者、法第 3 条に規定する者及び出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）別表第 1 の 4 の表の留学の在留資格をもって本邦に在留する者を除く。）
 - 高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱第 3 条第 1 項各号の全てに該当する者（同条第 2 項の規定により同条第 1 項第 3 号以外の同項各号の全てに該当する者を含む。）であって別表 1 の区分 2 若しくは区分 3 に規定する者又は国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱第 3 条第 1 項各号の全てに該当する者であって別表 1 の区分 2 若しくは区分 3 に規定する者。
- 前項に規定する者にかかる給付金は、年度を単位として給付するものとし、その額は、次の表に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ同表に定めるとおりとする。

区分	高校生 1 人当たりの給付金支給額		支給対象経費
	通信制以外	通信制	
世帯区分 1	年額 52,600 円	年額 52,600 円	修学旅行費等
世帯区分 2	年額 152,000 円	年額 52,100 円	教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、教科外活動費、生徒会費、PTA 会費、入学学用品費等

- 前項の世帯区分 2 の世帯については、着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損した場合であって、再度、制服の購入が必要である場合については、当該災害等につき 1 回に限り、前項の表に定める額に 81,000 円を加算することができる。